

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成17年2月17日(2005.2.17)

【公開番号】特開2001-161229(P2001-161229A)

【公開日】平成13年6月19日(2001.6.19)

【出願番号】特願平11-344318

【国際特許分類第7版】

A 01K 89/01

【F I】

A 01K 89/01

B

【手続補正書】

【提出日】平成16年3月12日(2004.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

発明3に係るスプールは、発明1のスプールにおいて、スカート部は金属製である。

この場合は、スカート部の強度を維持することができる。

発明4に係るスプールは、発明3のスプールにおいて、スカート部は、アルミニウム合金、ステンレス合金、チタン合金及びマグネシウム合金のうちのいずれかにより形成されている。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

【他の実施形態】

(a) 前記実施形態では、糸巻胴部7aはアルミニウム合金により形成されていたが、これに限定されるものではなく、ステンレス合金、チタン合金及びマグネシウム合金等により糸巻胴部7aを形成してもよい。

(b) 前記実施形態では、スカート部7bは合成樹脂で形成されていたが、これに限定されるものではなく、アルミニウム合金、ステンレス合金、チタン合金及びマグネシウム合金等の金属のプレス加工、ダイカスト成形及び鍛造のいずれかによりスカート部7bを形成してもよい。